

藤原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催による影響についてのご質問にお答えします。

現在、区内においては、報道されているような影響は見受けられず、開発・建築計画の動向に変化はありませんが、今後とも、状況を注視してまいります。

次に、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業に関するご質問にお答えします。

まず、事務事業評価と組合の事業に関する資料の公開等についてのお尋ねですが、

平成23年度、24年度は、組合設立及び事業認可に向け必要な手続きを行い、認可を受けたため、達成度をAとしております。

また、区が保有する資料に関しては、情報公開条例に基づき公開しており、再開発

組合に対しては、情報公開を速やかに行うよう、文書で指導してまいります。

なお、風の影響等を含めた説明会についても、計画内容・対策内容がまとまり次第、開催するよう、文書で組合を指導してまいります。

次に、木造建築物への転換についてのお尋ねですが、

都市計画で定めた市街地再開発事業の実現に向けて、組合を適切に指導しており、ご指摘の木造建築物への転換は考えておりません。

次に、絶対高さ制限を定める高度地区の指定に関するご質問にお答えします。

まず、許可・認定についてのお尋ねですが、

第3次素案から第4次素案を作成するにあたっては、都と都市計画決定事項である区域と制限値について、協議を行い変更したものです。

その後、建築基準法を運用する、特定行政庁との間で、許可・認定について最終的な調整を行った際、既定の特定行政庁許可との整合等を図る必要が生じたため、計画書の一部記載を修正したものであります。

これまでご説明してまいりました特例の条件に変更はございませんが、結果として、この調整により、右顧左眄したとの印象を与えたとすれば遺憾に思います。

次に、第3次素案から第4次素案への修正の理由についてのお尋ねですが、

第3次素案をもって制限値の案が確定したことから、隣接区との調整や都と都市計画法の手続きである都知事協議に向けての事前協議等を開始いたしました。

協議の中、区民の皆様と検討を重ねて設定した制限値について、住宅中心の地区においては変更を行わず、それ以外の地区に

においては一部変更を行ったことから、区民等への周知を徹底するため、すみやかに第4次素案を作成したものです。

第4次素案作成後は、窓口や電話対応等において、高さ制限の都市計画を実施することを伝えることで、制限値内で建築物の計画を行うよう誘導しております。

来年3月17日に予定しております都市計画決定の告示及び施行に向けて、さらなる周知を図り、都市計画の手続きを着実に進めてまいります。

次に、本区の魅力に関するご質問にお答えします。

まず、歴史的景観への配慮についてのお尋ねですが、

本区は、景観行政団体として、建築物の形態や色彩、意匠などについて、景観法に基づく規制等を行うことが可能となっております。

具体的には、「文京区景観計画」において、歴史・文化的建造物基準を定めることで、これらの歴史的景観に対し、周辺建築物に配慮を求めています。

次に、緑を増やす工夫についてのお尋ねですが、

区では、公園の緑や街路樹の充実を図るとともに、助成制度による樹木や樹林の保護等により、既存の緑を守っております。また、屋上緑化の推進や、200平方メートル以上の敷地に建築を行う際の緑化指導等を行うことで、新たな緑の確保にも努めております。

その結果、区の緑被率は18.1パーセントとなり、8年前の調査より0.5ポイント上昇しております。

次に、店舗などへの来客による放置自転車対策についてのお尋ねですが、

買い物の際などの道路上への駐輪は、安全・安心な道路環境を確保する上で、重大

な障害となるため、今後も店舗の管理者に対して適切な管理を行うよう要請してまいります。

次に、元町公園、旧元町小学校に関するご質問にお答えいたします。

まず、重点施策と「公園再整備基本計画」との関係についてのお尋ねですが

元町公園・旧元町小学校は、都内に現存する数少ない震災復興公園、小学校であり、来年度の重点施策として、元町公園については、歴史性を継承し保全するとともに、旧元町小学校については、元町公園との調和やその歴史性に配慮しながら有効活用を図り、後世に引き継いでいくことといたしました。

このことは、私の第1期のマニフェストでお約束したことの実現でもあります。

なお、保全にあたっては、「公園再整備計画」との整合性を図るとともに、歴史性の顕彰などについても配慮してまいります。

次に、旧元町小学校の利活用についてのお尋ねですが、

利活用については、専門家による有識者委員会で検討していただきますが、その際には、区民意見を含め、様々な視点から検討いただくことになると考えております。

次に、プロポーザルによる事業者の整備のあり方についてのお尋ねですが、

旧元町小学校の再整備にあたっては、有識者委員会から、元町公園との調和やその歴史性に配慮した整備の提言をいただく予定としており、それに基づき整備を行ってまいります。

なお、プロポーザルの実施内容は、提言を踏まえた、今後の検討となりますが、当該地域のにぎわいや地域貢献なども含む内容となるものと想定しております。

次に、区民参画についてのお尋ねですが、

有識者委員の皆さんには、区の基本方針に沿って、様々な視点から検討いただくこととしており、この委員会への区民の参加は考えておりませんが、提言を受けたのちの事業者プロポーザルの選定において区民参画を図ってまいります。

次に、景観とみどりの保全に関するご質問にお答えします。

まず、風致地区についてのお尋ねですが、

地域の環境向上は、風致地区のように現状を維持する規制だけでなく、新たに良好な環境を創出する施策により、総合的に進めております。

したがって、風致地区の区域の変更は考えておりません。



次に、開発や建築に係る手続きの一覧についてのお尋ねですが、

建築確認申請時に必要となる手続き及び協議先等を一覧にした資料は、各協議先においても配布しており、条例改正等への対応や内容の見易さについて、引き続き、工夫してまいります。

なお、各制度の詳細及び住民説明会の義務づけがある、紛争予防やワンルームに関する条例については、既にホームページ等でご案内しております。

次に、温暖化対策に関するご質問にお答えします。

まず、公共建築物木材利用促進に関する基本方針策定についてのお尋ねですが、

現在、国土交通省において、火災の模擬実験結果をもとに、木造3階建て校舎を可能にするための木造関連基準について、検

討を進めています。引き続き、国や都、他自治体の動向を注視しながら、方針の策定については適切に判断してまいります。

なお、現時点では、学校や特別養護老人ホームなどの公共建築物を木造化する考えはございません。

次に、木を使う施策についてのお尋ねですが、

木のぬくもりに触れ、環境を愛する気持ちを育むことは、環境保全意識の啓発などに資するものと考えております。

今後は、各種事業を構築する中で、木材の利活用について、国等の動向を注視しながら、適切に判断してまいります。

次に集中豪雨対策に関するご質問にお答えします。

まず、集中豪雨対策における区の姿勢についてのお尋ねですが、

本区では、従前より、大雨等で区内に被害が出る恐れがある場合には、区民の安全を第一に考え、事前に、土のうの配備や予防対策の周知等を行い、警察・消防と連携し、被害を最小限に抑えることができるよう災害対策に努めているところです。

次に、地下に居室を設けることに対する規制等についてのお尋ねですが、

地下に居室を設ける設計やこれら建物の販売は、設計者及び事業者の責任で対応すべき事項であり、区として、これらを規制・誘導する制度を創設する考えはございません。

次に、自転車対策に関するご質問にお答えします。

まず、駐輪場の附置義務についてのお尋ねですが、

店舗や共同住宅などを計画する場合は、放置禁止区域の有無に関わらず、区内全域において、宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱に基づき、必要な自転車駐車を整備するよう指導しております。

完成後においては、従前から、附置台数の立会い検査を行い、不備があれば完了承認を出さないなど、罰則と同様の強い対応を取っております。

その結果、附置義務に基づく台数について、全て設置を確認しております。

また、現在、都では自転車安全利用条例に基づき、自転車利用者や事業者等が今後協働して取り組む事項を明らかにした「自転車利用推進計画」を策定しているところであり、区が独自に条例を設ける考えはありません。

次に、駐輪場設置における優遇措置等についてのお尋ねですが、

商店街等における自転車駐車場の確保については、それぞれ事業者の責任で行うものであり、区において優遇措置などの施策を設ける考えはありません。

なお、今後民間活力の導入等、商店街の振興に寄与すべき有効な提案等があれば、研究してまいりたいと存じます。

次にゴミの集積所についてのご質問にお答えします。

ゴミの集積所は、地域で話し合い住民同士が合意して設置されるものです。区では設置した集積所のゴミ等を安全かつ効率的に収集するため、文京区家庭廃棄物等の収集作業等に関する要綱を整備しており、収集にあたっては、このルールに則り、地域の実情を踏まえて適切に対応しております。

しかしながら、近年、集積所に関する様々な相談が増え、緊急措置としてやむなく戸別収集で対応している地域が一部にございます。

今後とも集積所の適切な管理を徹底するため、文京区集積所指導要綱に基づく巡回指導を実施してまいります。

また、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例では、大規模建築物の建築主に対し、廃棄物等の保管場所及び事前届出を義務付けております。このほか、いわゆるワンルーム条例においても廃棄物の保管場所等の設置計画について、事前に建築主と協議を行っており、今後とも各種規定に基づき適正に指導してまいります。

最後に、空き家対策に関するご質問にお答えします。

まず、地域福祉コーディネーターについてのお尋ねですが、

社会福祉協議会は、駒込地区以外においても徐々に小地域福祉活動に取り組みはじめていると聞いており、それらの状況や地

域特性を考慮して、新たな地区の選定をしていくものと考えております。

今後、この活動は4地区全てに順次拡大されるものと認識しており、区としても支援してまいります。

次に、社会福祉協議会との連携についてのお尋ねですが、

事業の詳細については現在検討中ですが、概要としては、所有者からの申請を受け、耐震性を含めた建築基準法への適法性等について審査を行い、周辺市街地に影響を及ぼすものについては、区が除却し一定期間跡地利用をするものです。

跡地利用に際しては、社会福祉協議会をはじめ様々な関連団体と連携して進めてまいります。

また、審査において安全と判断した建物については、情報提供を行うこととしております。

なお、本事業において、空き家の提供に関する地域福祉コーディネーターの役割はないものと考えております。